

社会保険労務士法人 KAN Support Officeの

# 成立した働き方改革関連法の要点と実務対応

**顧問先様限定！ 法改正を受けた緊急開催です！**

## 6月29日、「働き方改革関連法」がようやく成立しました。

この改正法では、企業規模に応じて準備期間を考慮した施行日が設定される為、今から「施行日」に向けた準備を進めておくことが求められます。

本セミナーでは、法改正の内容を押さえた上で、企業が対応すべきポイントを「実務」の観点から解説します。

働き方改革関連法の実施のため、助成金は目的を達成するための重要なツールです。

政府は働き方改革を推進するため、いろいろな助成金制度を拡充しています。KAN Support Officeでは、それらをバンッと一挙にご紹介させていただきます。助成金を活用することで、働き方改革に対応していくことができます。

今回は、働き方改革関連法案と企業対策、助成金活用についての2部構成で今、お伝えしたいことをぎゅっと凝縮してご用意、お待ちしております。

### ●セミナー内容

#### ① 働き方改革関連法案と企業対策

- ・ 残業時間の上限規制と36協定
- ・ 同一労働、同一賃金
- ・ 年次有給休暇の強制取得
- ・ パートなど非正規労働者も労基法改正へ
- ・ 今後の流れは？

#### ② 助成金活用について

時間外労働等改善助成金  
勤務間インターバル 等



## 2018年9月20日（木） 各回定員20名様

どちらも同じ内容です。

ご希望の回の【 】に○をつけてください。

- ・ 10時～12時30分（受付 9時30分～）【    】
- ・ 14時～16時30分（受付13時30分～）【    】

### ●日程

### ●会場

〒314-0121 茨城県神栖市溝口4991  
神栖市商工会 3F 大会議室

### ●受講料

顧問先様 **無料** 1社2名様まで  
一般参加 3,000円 ※原則 顧問先様限定のご案内のため

### ●講師

KAN Support Office 代表  
社会保険労務士 森田 淳子

#### ① 働き方改革関連法案と企業対策 編

社会保険労務士 岩瀬 ちえ子

#### ② 助成金活用 編

社会保険労務士 塚本 有紀

記入欄

必要事項をご記入の上、  
右記宛にFAXにてお送りください。

**0299-96-9418**

会社名

住所

出席者名

希望  
連絡先

連絡先  
記入欄

いずれかに○をつけ、下記にご記入ください

TEL   ・   FAX   ・   E-mail

①フリガナ

②フリガナ

※ ご記入いただきました個人情報は弊法人主催セミナー関連以外には使用致しません。

※ また、管理は厳重に行い、第三者への開示等（法的義務に伴う要請を受けた場合を除く）は一切致しません